

## 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年8月1日～令和6年7月31日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

令和3年9月～ 制度に関する案内を配布し、朝礼で実施

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。

<対策>

令和3年9月～ 相談窓口を設定（相談先：顧問社会保険労務士）